

～ 9月市議会にて～

山崎 「事業完了時期は何時か？」

市長「事業期間は、今後約30年間を見込む」

市長：平成27年度に事業期間、資金計画を精査し、平成28年度以降のなるべく早い時期に公表し、変更手続きに入る。

山崎：新国立競技場、建設費3000億円の設計案が問題になった。完成の保障がない、事業費が膨大で資金の裏付けがない、責任者の不在、建築家や市民の見直し要請。

その結果、決めたらやめられない公共事業が白紙撤回。建設費や規模縮小の検討が始まった。

「西口区画整理と同じだな」と感じた方も多いでしょう。完了の見込みがない。増大する事業費の財政的裏付けがない。長期事業で責任者が見えない。権利者の合意もない。

このまま進めても無駄な事業費の垂れ流しで、財政危機を招きます。即刻、事業計画を撤回、現道を活かした持続的まちづくりに転換することが必要です。

東小校庭工事や大橋・3-4-12号線の説明をはぐらかす

山崎：東小校庭の工事は、何時、誰がどの様な形で生徒やPTAに知らせるのか。意見を聞く機会はあったか？

阿部：埋蔵文化財の調査の結果で時期がずれるので、今の段階では言えない。
部長

山崎：平成27年度に奥多摩街道沿い羽村大橋東詰の3棟移転。羽村大橋の拡幅が前提にあるが、説明が一切聞こえてこない。住民は疑問・不信に思っている。

阿部：東京都から詳細設計や地元説明の準備をしていると聞く。明確に何時説明するか聞いていないが、西口地区に大橋の立体交差部が来るので、迎え入れる工事を進めていく。
部長

市「反対していない所の中で 出来る所を優先的に行う」

「まちなみ46号」で、平成27年～29年度の整備優先4地域が示された。

①しらうめ保育園周辺整備 ②駅前周辺整備、③羽村大橋周辺整備 ④川崎1丁目エリア

市「川崎1丁目エリアは、街区で集団移転の実験を行う」

～ 集団移転は、住民同士が益々圧力を掛け合うことになる～

- ・市は「移転は協議移転で合意を得てから進める」と、あたかも民主的のように言うが、個別交渉で、補償額中心にアメとムチで地権者に圧力をかけて進めるやり方だ。
- ・この事業には多くの反対や納得していない住民がいる。「基盤の目の道路網に従って移転しろ」と、住民同士で圧力を掛け合うことを行政が強要する非人間的なやり方だ。街区等をまとめて更地にする集団移転は、その最たるもの。

－ 8月28日の3期第3回 区画整理審議会にて －

市は「27年度の仮換地指定は下記3ヶ所のみ」と答弁

- ① 奥多摩街道沿い羽村大橋東詰め宅地、2画地。
- ② 東小校庭川崎側に道路を造るため、東小敷地内の土地の一部を仮換地指定。
- ③ しらうめ保育園周辺道路の一部を造るため、区画整理事務所側の都の土地一部を仮換地。

上記の仮換地指定の審議を資料不足のまま非公開で強行！

1. 区画整理審議会議事運営規則に、「会議は公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる」とある。仮換地指定以外の案件もあったが、公開・非公開の審議もせず非公開で行われた。
2. 仮換地の審議には「換地設計調書(減歩率・評価指数)」や「従前・従後の評価計算書」が必要だが、市は「既に換地設計が決定しているから不要」と委員の要求を拒否。
3. 審議の公開と資料の提出を求め、山下、清田、神屋敷委員が「請願書」を事前に提出したが、黒木会長は「市と話し合い非公開とした。意見や質問は仮換地指定の審議後に聞く」と述べ、非公開で資料不足のまま仮換地指定の審議を強行した。

区画整理は全員の負担を公表すべき。隠すなら、やる資格なし

区画整理は買収事業等と違い、換地の位置や減歩や清算金等、誰かが良くなれば誰かが悪くなるという関係が生まれます。区画整理法の解説にも、「重要なのは、他者との比較(横の照応)で、不公平が起こらないようにすることが大切」とあります。

全員の減歩や清算金、評価指数等の情報を公開しない区画整理は不公平の温床です。

全てを移転補償(お金)の話にすり替え、はぐらかされた！

区画整理経験者 Tさん ～ 区画整理は、清算金や換地後の環境など色々な問題がある ～

「法で耐震化が厳しくなるなど市街地での曳家は多くの問題があるが、施行者はこちらが何も知らないと思って、最低の曳家補償の話を出し、再築補償にしてあげる、良かったですねと話を持ってきた。補償額はコロコロ変わった。基準なんてあってないようなものだった。こちらも補償額以外の色々な事も知っておかなければ後悔することになる。」

事業計画変更決定取り消し裁判

原告・住民の意見陳述がおこなわれます。傍聴しましょう！

- ・ 11月2日(月)2時から 東京地裁(霞ヶ関)522法廷(5階です)
- ・ だれでも傍聴できます(記名等は一切ありません)。
 - * 「訴状」や羽村市の「答弁書」がご入り用の方はご連絡下さい。

連絡先:世話人及び 山崎 陽一 ☎555-5098 神屋敷和子 ☎555-4187

* 一緒に行かれる方は、羽村駅改札口集合 12時(12時5分発に乗車)

